

次期計画の目標・指標について

資料1 別紙3

I 次期計画を効果測定する成果目標の設定 >>計画14～16ページ>>

現計画と同様に、国の指針（参考資料2）に基づき定める予定です。

項目	目標値		
	国指針	基準値	目標値
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1) 入所施設から地域での生活に移行する人数	令和四年度末時点の施設入所者数の六パーセント以上が地域生活へ移行することを基本とする	R4：544人	33人 (6.1%)
(2) 入所施設を利用する人の減少数	令和八年度末の施設入所者数を令和四年度末時点の施設入所者数から五パーセント以上削減することを基本とする	R4：544人	27人 (5.0%)
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1) 精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を三百二十五・三日以上とすることを基本とする	—	325.3日
(2) 精神病床における1年以上長期入院者数	65歳以上：別表第四の一の項に掲げる式により算定 65歳未満：別表第四の二の項に掲げる式により算定	(参考：R4実績) 65歳以上：234人 65歳未満：186人	算出中
(3) 精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	六十八・九パーセント以上	(参考：R4実績) 81.0%	68.9%
(4) 精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	八十四・五パーセント以上	(参考：R4実績) 85.1%	84.5%
(5) 精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	九十一・〇パーセント以上	(参考：R4実績) 97.2%	91.0%
【成果目標3】地域生活支援の充実			
(1) 拠点の整備箇所数	各市町村において地域生活支援拠点等を整備する	—	1箇所整備済
(2) 強度行動障がいを有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする	—	整備 (R8年度)
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1) 就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	令和三年度の一般就労への移行実績の一・二八倍以上とすることを基本とする	R3：129人	166人 (1.29倍)
(2) 就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	令和三年度の一般就労への移行実績の一・三一倍以上とすることを基本とする	R3：84人	111人 (1.32倍)
(3) 就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	令和三年度の一般就労への移行実績の概ね一・二九倍以上を目指すこととする	R3：24人	31人 (1.29倍)
(4) 就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	令和三年度の一般就労への移行実績の概ね一・二八倍以上を目指すこととする	R3：14人	18人 (1.29倍)
(5) 就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人数	令和三年度の実績の一・四一倍以上とすることを基本とする	R3：45人	64人 (1.42倍)
(6) 就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の五割以上とすることを基本とする	(参考：R4実績) 25%	50%
(7) 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が七割以上の事業所を全体の二割五分以上とすることを基本とする	(参考：R4実績) 30%	30%
【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
(1) 児童発達支援センターの設置	児童発達支援センターを各市町村に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする	—	設置済
(2) 障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和八年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする	—	内容調整中
(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする	—	確保済
(4) 主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	各市町村に少なくとも一カ所以上確保することを基本とする	—	確保済
(5) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする	—	設置済
(6) 医療的ケア児等コーディネーターの配置数	医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする	(参考：R4実績) 23名	25名

【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等				
(1) 基幹相談支援センターの設置	各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする	—	設置済	
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築				
(1) サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	別表第一の十の各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする	—	構築済	

II 成果目標を達成するための活動指標の設定 >> 現計画への掲載はなし >>

国の指針（参考資料2）に基づき定める予定です。

項目	目標値		
	国指針	基準値	目標値
【活動指標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
活動指標なし			
【活動指標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	一年間の開催回数の見込みを設定する	(参考：R4実績) 2回	2回
(2) 重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定および評価の実施回数	市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する	(参考：R4実績) 2回	2回
【活動指標3】地域生活支援の充実			
(1) コーディネーターの配置人数	コーディネーターの配置人数について、年間の見込み数を設定する	(参考：R4実績) 2名	2名
(2) 機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の年間実施回数	地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する	(参考：R4実績) 2回	2回
【活動指標4】福祉施設から一般就労への移行等			
活動指標なし			
【活動指標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
活動指標なし			
【活動指標6】相談支援体制の充実・強化等			
(1) 期間相談支援センターが実施する相談支援事業所訪問等による専門的な指導・助言	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する	(参考：R4実績) 126件	160件
相談支援事業所の人材育成の支援		(参考：R4実績) 20件	34件
相談機関との連携強化		(参考：R4実績) 67回	73回
個別事例の支援内容の検証		内容確認中	
(2) 相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する	—	15回
(3) 協議会の専門部会の設置数		(参考：R4実績) 6	6
【活動指標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
(1) 市町村職員の相談支援従事者初任者研修の参加人数	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定する	(参考：R4実績) 0名	1名
(2) 市町村職員の障害支援区分認定調査員研修の参加人数		(参考：R4実績) 13名	9名
(3) 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する回数	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定する	—	2回
(4) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業所等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する回数	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定する	—	2回

Ⅲ 市計画大分野と各成果指標の対応状況 >>現計画への掲載はなし>>

大分野1 権利擁護・理解促進	—
大分野2 地域生活支援	成果目標1、2、3、6、7
大分野3 医療・保健	成果目標2
大分野4 生活環境	—
大分野5 安全・安心	—
大分野6 子ども	成果目標5
大分野7 雇用・就労	成果目標4
大分野8 文化活動・市民生活	—

→国の基本的な指針に基づくKPIが設定されない大分野においては、市独自にKPIを設定することが望ましい。
 その際には、障害者基本計画における国の成果目標を参考としつつ、検討を行う。
 なお、計画全体に対する指標としては、静岡市総合計画における障がい福祉施策のKPIとして設定している
 「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を設定することを想定。